

一般社団法人 千葉県作業療法士会 休会制度の概要

【趣旨】千葉県作業療法士会（以下、県士会）は、日本作業療法士協会（以下、OT協会）にて正会員の休会に関する規程が施行（平成25年5月25日）されたことに伴い、休会制度を創設します。これまでは、会費を支払いながら会員に留まるか、退会するかは二者択一しかありませんでしたが、これからは、正会員に対する特例として会費を免除される休会という選択肢が加わることになります。

【期間】休会期間は1年度単位（4月1日～翌年3月31日）とし、最大で5回まで、連続的もしくは断続的にとることが可能です。そして、休会期間中の1月31日までに延長手続きか退会手続きを行わない限り、翌年度の4月1日から自動的に復会することになります。

【義務の免除】休会すると、その期間中の会費が免除されます。

【権利の停止】休会すると、その期間中の次の権利が停止されます。

- (1) 代議員選挙及び役員候補者選挙の選挙権及び被選挙権
- (2) 社員にあっては社員総会での議決権
- (3) 本会が主催する学会及び基礎研修の参加ポイントの取得
- (4) 学術誌、県士会ニュース、その他本会発行物の受取

【申請手続】

- 前提条件…………… ①申請年度までの会費が完納されていること
②過去の休会期間が5年間に達していないこと
- 提出書類…………… ①休会届（県士会所定の用紙に必要事項を記入し、署名・捺印）
②休会理由の根拠となる、第三者の証明書
- 出産・育児……出産を証明する母子手帳など
 - 介護……要介護状態を証明する書類の写しなど
 - 長期の病気療養……医師の診断書など
 - その他、一時的に休職や退職を余儀なくされ、収入がない（もしくは著しく減少する）状態となることの証明書など
- 提出期限…………… 休会しようとする年度の前年度の1月31日まで。
- 提出先…………… 一般社団法人千葉県作業療法士会 事務局
〒266-0031 千葉市緑区おゆみ野 4-21-1 スカイビルおゆみ野 2階

【復会にあたって】休会期間中の1月31日までに延長手続きか退会手続きを行わない限り、翌年度の4月1日から自動的に復会することになります。復会時の次年度発行物等は一律自宅宛に発送し、それ以降の士会発行物も、本人による変更届の提出がない限り自宅宛に発送されます。会費の自動引き落としを再開します。

【休会が不承認となった場合】翌年度の4月1日から自動的に復会することになります。退会を希望する場合や引き落とし先の口座を変更する場合は、すみやかに、事務局までご連絡ください。

一般社団法人千葉県作業療法士会休会制度 Q&A

Q1：出産・育児、介護、長期の病気療養以外の理由では休会できないのでしょうか？

A：休会制度は、一時的に休職や退職を余儀なくされた会員の、収入がない（もしくは著しく減少する）状態への支援策として創設されたものですので、上記以外の理由で、やはり同じような状態に陥る場合に関しては、理事会がそのつど判断をします。

Q2：休会と退会はどこが違うのでしょうか？

A：休会は正会員の特例として定められていますので、休会しても正会員としての籍は残ります（ただし、休会期間は士会の在籍年数には算入されません）。これに対して退会してしまうと正会員ではなくなり、再び正会員になるには入会手続きや入会金が必要になります。

Q3：1年間より短い期間の休会、あるいは年度途中からの休会も可能でしょうか？

A：いずれも、そのような区切りで休会することはできません。県士会の会費は年会費であり、会員資格も年度単位となっています。いちど年会費を支払えば、その年度については4月1日から翌年3月31日まで会員の資格が継続する仕組みです。したがって休会も年度単位となり、手続きを行った年度の次年度（4月1日から翌年3月31日まで）が休会期間となります。

Q4：休会期間中、県士会が主催する研修会等はまったく受講できないということでしょうか？

A：非会員として受講することは可能です。したがって、非会員参加費をお支払いただくこととなります。現職者研修の受講の場合は、OT協会会員である方には、受講履歴の証明（確認印の押印）を致しますが、OT協会休会中の方には、受講履歴の証明はできません。基礎研修の受講の場合は、OT協会会員であるかないかにかかわらず参加ポイントの発行はできません。

Q5：休会期間中も県士会ニュースだけ、あるいは学術誌だけ読みたいのですが？

A：県士会ニュースはHPからDownloadできます。千葉県作業療法の販売は行いません。

Q6：「休会理由の根拠となる、第三者による証明書」の提出が休会申請期限（3月31日まで）に間に合わない場合は、どうしたらいいのでしょうか？

A：まず休会届だけ先に提出してください。それと同時に県士会事務局にご一報いただき、いつまでに証明書の提出が可能か等についてご相談ください。休会期間中の1月31日までに証明書が提出されない場合は会員資格を失うこととなりますのでご注意ください。

Q7：休職した年度の途中で職場復帰できることになった場合、会員としても年度の途中で復会することはできないのでしょうか？

A：会員資格が年度単位であることから、休会も年度単位でとることとなります。例えば今年度の申請期限（1月31日）までに申請していただき、理事会の承認が得られれば、来年度（4月1日～翌年3月31日）の休会が可能となる仕組みです。一時的に休会するとしても、次年度の途中で復職することが想定され、復職と同時に会員資格が有効となることを希望されるときは、休会せずに会員を継続させた方がいい場合もあります。各自の事情を勘案し、良く検討したうえで申請してください。

Q8：休会申請をした場合、県士会費の銀行口座からの自動引き落としはどうなりますか？

A：県士会が申請書を受け取った時点で、銀行口座からの自動引き落としの停止手続きを行います。したがって、休会中は銀行口座からの自動引き落としは停止されます。休会期間中の1月31日までに延長手続きか退会手続きを行わない限り、翌年度の4月1日から自動的に復会することになります。復会と同時に会費の自動引き落としも再開します。引き落とし口座の変更が必要な場合には、速やかに事務局に連絡をしてください。

Q9：休会期間中に受講した、千葉県作業療法士会主催以外の学会・研修会等の受講履歴やポイントは有効になるのでしょうか？

A：県士会主催以外の学会・研修会等については、そこに参加することはできても、その受講履歴を生涯教育ポイントに算入する手続きを県士会で行うことはできません。